

7 参考資料(関連法規)

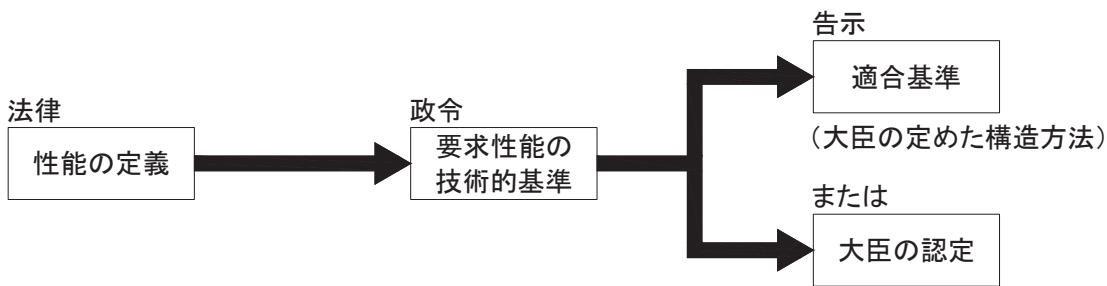
4)「建築基準法」防耐火性能に関する規定

①建築基準法の目的

建築基準法では、建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康および財産の保護をはかり、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。

②建築基準法の構成

性能規定化に伴う建築基準法の構成



建築基準法は大別すると、「仕様規定」と「性能規定」の2つに分けることができます。

③防耐火に関する基準

■耐火構造区分

構造の種類	部分	火災の種類	時間	要件
耐火構造	耐力壁、柱、床、はり、屋根、階段	通常	1時間～3時間 (30分)	非損傷性
	壁、床	通常	1時間(30分)	遮熱性
	外壁、屋根	屋内の通常	1時間(30分)	遮炎性
準耐火構造	耐力壁、柱、床、はり、屋根、階段	通常	45分(30分)	非損傷性
	壁、床、軒裏	通常	45分(30分)	遮熱性
	外壁、屋根	屋内の通常	45分(30分)	遮炎性
準耐火構造	耐力壁、柱、床、はり	通常	1時間	非損傷性
	壁、床、軒裏(延焼部分)	通常	1時間	遮熱性
	外壁	屋内の通常	1時間	遮炎性
防火構造	外壁(耐力壁)	周囲の通常	30分	非損傷性
	外壁、軒裏	周囲の通常	30分	遮熱性
準防火性能	外壁(耐力壁)	周囲の通常	20分	非損傷性
	外壁	周囲の通常	20分	遮熱性
屋根の構造	屋根	屋内の通常	20分	遮炎性
床(天井)の構造	床、直下の天井	屋内の通常	30分	非損傷性 遮熱性
ひさし等の構造	ひさし等	通常	20分	遮炎性

■防火材料区分

不燃材料(20分)

準不燃材料(10分)

難燃材料(5分)

※()内数値は不燃性能テストに耐える時間を示しています。材料区分は包含的な関係にあります。例えば、「準不燃材料で…」と表記された場合、上位の不燃材料は使用が可能であることを示しています。

非損傷性：構造耐力上支障のある損傷を生じないこと

遮熱性：加熱面以外の面の温度が当該面に接する可燃物の延焼の

おそれのある温度以上に上昇しないこと

遮炎性：屋外に火炎を出すおそれのある損傷を生じないこと